

# 財団法人兵庫丹波の森協会寄附行為

制 定・平成 2年 2月 1日  
一部改正・平成 7年 4月 11日  
一部改正・平成 8年 4月 1日  
一部改正・平成11年 4月 1日  
一部改正・平成13年10月13日  
一部改正・平成15年12月22日  
一部改正・平成18年 4月 1日  
一部改正・平成21年 4月 1日

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、財団法人兵庫丹波の森協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を兵庫県丹波市柏原町柏原5600番地に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、丹波地域のすべての人々の創意と行動力を結集し、地域のすぐれた自然環境を守り育てるとともに、緑を基軸とした地域づくり事業を行い、「人と自然と文化」の調和した、うるおいと、安らぎと、活力に満ちた丹波の森づくりを推進することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 自然環境の保全及び緑化の推進に関する事業
- (2) 自然とのふれあいに関する事業
- (3) 新しい地域文化の創造及び育成に関する事業
- (4) 丹波の森づくりについての調査研究及び普及啓発に関する事業
- (5) 兵庫県立丹波の森公苑の管理運営及びこれに関連する事業の受託
- (6) 兵庫県立ささやまの森公園の運営等に関する事業の受託
- (7) 兵庫県立丹波年輪の里の管理運営及びこれに関する事業の受託
- (8) その他前条の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 資産及び会計

### (資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

### (資産の種別)

第6条 この法人の資産は、基本財産と運用財産の2種とする。

- 2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
  - (1) 設立当初の財産目録中、基本財産の部に記載された財産
  - (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
  - (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを決議した財産
- 3 運用財産は基本財産以外の財産とする。

### (基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の4分の3以上の同意を得、かつ、兵庫県知事の承認を得て、これを処分し、又は担保に供することができる。

### (資産の管理)

第8条 資産は理事長が管理し、その方法は、理事会の議決により定める。

- 2 基本財産のうち、現金は、郵便官署若しくは確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債、その他確実な有価証券に替えて保管しなければならない。

### (経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

### (事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画及び収支予算は、毎会計年度開始前に理事会の議決により定める。

### (事業報告及び収支決算)

第11条 この法人の事業報告及び収支決算は、毎会計年度終了後3箇月以内に、その年度末の財産目録とともに、監事の監査を経て理事会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第12条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### 第3章 役員等

(役員の種類及び選任)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事長 1人
- (2) 副理事長 2人
- (3) 専務理事 1人
- (4) 常務理事 2人以内
- (5) 理事 15人以上20人以内(理事長、副理事長、専務理事及び常務理事を含む)
- (6) 監事 2人以上4人以内

- 2 理事及び監事は、理事会において選任する。
- 3 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事の互選による。
- 4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、業務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長があらかじめ指名した順序により、理事長に事故あるときはその職務を代行し、理事長が欠けたときは、その職務を行う。
- 3 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、常務を掌理する。
- 4 常務理事は、専務理事を補佐し、常務を処理する。
- 5 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。
- 6 監事は、民法第59条に定める職務を行う。

(役員任期)

第15条 役員任期は2年とする。ただし、補欠又は増員により就任した役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第16条 役員は、次の各号に該当するときは、理事会において、理事総数の4分の3以上の同意により解任することができる。この場合、理事会において議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に耐えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(顧問及び参与)

第17条 この法人に顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問は、この法人の運営に関する基本事項について、理事長に意見を述べ、又は、助言することができる。
- 3 参与は、理事長の諮問に応じて意見を述べ、又は助言することができる。
- 4 顧問及び参与は、理事会の承認を得て理事長が委嘱する。

(推進員)

第18条 この法人の事業を円滑かつ効果的に推進するため、推進員を置くことができる。

- 2 推進員の選任及び推進委員会の運営に関する事項については、理事長が理事会の議決を得て別に定める。

(役員の報酬等)

第19条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は、有給とすることができる。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。

(事務局)

第20条 この法人の事務を処理するため、事務局を設け、必要な職員を置く。

- 2 事務局の職員は、理事長が任免する。

## 第4章 理 事 会

(構 成)

第21条 理事会は、理事をもって構成する。

(権 能)

第22条 理事会は、この寄附行為に別に規定するもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

(招 集)

第23条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事総数の3分の1以上又は監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は速やかに理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容、日時並びに場所を示して、あらかじめ文書をもって通知しなければならない。
- 4 理事会は、第13条第2項の規定による理事及び監事の選任について、急施を要するため理

事長において理事会を招集するいとまがないと認めるときは、持ち回りにより選任することができる。ただし、この場合においては、理事長は、次の理事会でその結果を報告しなければならない。

(議長)

第24条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数)

第25条 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第26条 理事会の議事は、この寄附行為に別に規定するもののほか、出席理事の過半数の同意をもって決する。

(書面表決等)

第27条 やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第28条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 会議に出席した理事の氏名（書面表決者及び表決委任者を含む。）
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、出席理事の中から、その会議において選出された議事録署名人2人以上が議長とともに署名しなければならない。

## 第5章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第29条 この寄附行為は、理事会において理事総数の4分の3以上の同意を得、かつ、兵庫県知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第30条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会において、理事総数の4分の3以上の同意を得、かつ、兵庫県知事の許可があったとき解散する。

- 2 解散のときに存する残余財産は、理事会の議決を得、かつ、兵庫県知事の許可を得て、丹波地域の各市又はこの法人と類似の目的を持つ他の団体に寄附するものとする。

## 第6章 雑 則

(委 任)

第31条 この寄附行為の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 この法人の設立当初の役員は、第13条第2項及び第3項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによるものとし、その任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、平成3年3月31日までとする。
- 2 この法人の設立初年度及び次年度の事業計画及び収支予算は、第10条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによるものとする。
- 3 この法人の設立当初の会計年度は、第12条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成2年3月31日までとする。

附 則

この寄附行為は、平成7年4月11日（兵庫県指令文第1号の3認可）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成8年4月1日（兵庫県指令文第1号の59認可）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成11年4月1日（兵庫県指令文第1号の80認可）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成13年10月1日（兵庫県指令文第1号の64認可）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成15年12月22日（兵庫県指令文第2420号認可）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成18年4月1日（兵庫県指令文第2566号認可）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成21年4月1日（兵庫県指令文第3679号認可）から施行する。

財団法人 兵庫丹波の森協会

寄 附 行 為